

鹿児島市水道局

令和7年12月15日告示第118号

一般競争入札分

入札説明書

入札事項名

- 1 鹿児島市水道局本庁舎ほか1施設で使用する電気
- 2 鹿児島市水道局宇宿ポンプ所ほか6施設で使用する電気
- 3 鹿児島市水道局田上ポンプ所ほか1施設で使用する電気
- 4 鹿児島市水道局河頭浄水場ほか5施設で使用する電気
- 5 鹿児島市水道局鬼平ポンプ所ほか2施設で使用する電気
- 6 鹿児島市水道局滝之神浄水場ほか10施設で使用する電気
- 7 鹿児島市水道局平川浄水場ほか8施設で使用する電気
- 8 鹿児島市水道局坂之上第二配水池ほか1施設で使用する電気
- 9 鹿児島市水道局南部処理場で使用する電気
- 10 鹿児島市水道局谷山処理場で使用する電気
- 11 鹿児島市水道局1号用地処理場で使用する電気
- 12 鹿児島市水道局下水汚泥堆肥化場で使用する電気
- 13 鹿児島市水道局上町中継ポンプ場で使用する電気
- 14 鹿児島市水道局大明ヶ丘中継ポンプ場で使用する電気
- 15 鹿児島市水道局甲突雨水ポンプ場で使用する電気
- 16 鹿児島市水道局真砂雨水ポンプ場で使用する電気
- 17 鹿児島市水道局西塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気
- 18 鹿児島市水道局東塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気
- 19 鹿児島市水道局和田雨水ポンプ場で使用する電気

〒890-8585

鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係

電話 099-213-8511

入札説明書

鹿児島市水道局本庁舎ほか52施設で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年12月15日

2 入札執行者 鹿児島市
水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 遠藤 章

3 契約担当課 T 890-8585
鹿児島市鴨池新町1番10号
鹿児島市水道局総務部管財契約課
電話 099-213-8511
ファックス 099-285-6779
電子メールアドレス kankei-kei@city.kagoshima.lg.jp

4 入札に付する事項

(1) 件名

- 1 鹿児島市水道局本庁舎ほか1施設で使用する電気
- 2 鹿児島市水道局宇宿ポンプ所ほか6施設で使用する電気
- 3 鹿児島市水道局田上ポンプ所ほか1施設で使用する電気
- 4 鹿児島市水道局河頭浄水場ほか5施設で使用する電気
- 5 鹿児島市水道局鬼平ポンプ所ほか2施設で使用する電気
- 6 鹿児島市水道局滝之神浄水場ほか10施設で使用する電気
- 7 鹿児島市水道局平川浄水場ほか8施設で使用する電気
- 8 鹿児島市水道局坂之上第二配水池ほか1施設で使用する電気
- 9 鹿児島市水道局南部処理場で使用する電気
- 10 鹿児島市水道局谷山処理場で使用する電気
- 11 鹿児島市水道局1号用地処理場で使用する電気
- 12 鹿児島市水道局下水汚泥堆肥化場で使用する電気
- 13 鹿児島市水道局上町中継ポンプ場で使用する電気

- 1 4 鹿児島市水道局大明ヶ丘中継ポンプ場で使用する電気
- 1 5 鹿児島市水道局甲突雨水ポンプ場で使用する電気
- 1 6 鹿児島市水道局真砂雨水ポンプ場で使用する電気
- 1 7 鹿児島市水道局西塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気
- 1 8 鹿児島市水道局東塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気
- 1 9 鹿児島市水道局和田雨水ポンプ場で使用する電気

(2) 内容

- 1 「鹿児島市水道局本庁舎ほか1施設電気需給仕様書」のとおり
- 2 「鹿児島市水道局宇宿ポンプ所ほか6施設電気需給仕様書」のとおり
- 3 「鹿児島市水道局田上ポンプ所ほか1施設電気需給仕様書」のとおり
- 4 「鹿児島市水道局河頭浄水場ほか5施設電気需給仕様書」のとおり
- 5 「鹿児島市水道局鬼平ポンプ所ほか2施設電気需給仕様書」のとおり
- 6 「鹿児島市水道局滝之神浄水場ほか10施設電気需給仕様書」のとおり
- 7 「鹿児島市水道局平川浄水場ほか8施設電気需給仕様書」のとおり
- 8 「鹿児島市水道局坂之上第二配水池ほか1施設電気需給仕様書」のとおり
- 9 「鹿児島市水道局南部処理場電気需給仕様書」のとおり
- 1 0 「鹿児島市水道局谷山処理場電気需給仕様書」のとおり
- 1 1 「鹿児島市水道局1号用地処理場電気需給仕様書」のとおり
- 1 2 「鹿児島市水道局下水汚泥堆肥化場電気需給仕様書」のとおり
- 1 3 「鹿児島市水道局上町中継ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 4 「鹿児島市水道局大明ヶ丘中継ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 5 「鹿児島市水道局甲突雨水ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 6 「鹿児島市水道局真砂雨水ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 7 「鹿児島市水道局西塩屋第1雨水ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 8 「鹿児島市水道局東塩屋第1雨水ポンプ場電気需給仕様書」のとおり
- 1 9 「鹿児島市水道局和田雨水ポンプ場電気需給仕様書」のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市水道局物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年7月10日制定）その他の本局で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けて

いないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

- (7) 令和8年4月1日から送電することが可能であること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和6年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。（以下「調整後排出係数」という。））が $0.450\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 令和6年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、鹿児島市水道局（以下「本局」という。）の予定使用電力量に応じて、一般財團法

人　日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書（注1）を購入し、本局に無償で譲渡できること。

ウ　令和7年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年11月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、令和7年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点ディに準じた対応ができること。

(9) 令和6年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。

- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 高圧受電施設の電気供給実績があること。

6 契約条項を示す場所

〒 890-8585

鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（鹿児島市水道局本庁舎2階）

7 入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期限までに必着のこと。）により提出するものとする。

なお、(2)の受付期限までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア　履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ　競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 5(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 5(8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 5(8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 5(8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書（注2）又は確認資料

サ 5(13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、令和6年中に、電力供給を開始又は高圧受電施設の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

(2) 申請書等の交付及び受付場所

6に同じ

(3) 申請の受付期限

令和7年12月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果

入札参加資格審査申請に係る結果通知は、書面により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から令和8年3月31日までとする。

(6) その他

ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ (1)ア、イ、ウ及びエについては、入札参加資格審査申請前3か月以内に発行されたものであること。

エ (1)ケについては、該当する場合のみ提出とする。

オ (1)ア、イ、ウ、オ、カ、コ及びシについては、写しでも差し支えない。

8 入札説明書等に対する質疑応答

(1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書等に対して質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次の受付場所に直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス又は電子メールによる場合は、書面を送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付場所

6に同じ。

イ 受付期限

令和8年1月14日（水）正午まで

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和8年1月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、本局ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>）において閲覧できるようにする。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書を直接持参する場合の入札について、下記(2)及び(3)に掲げる日時及び場所において行う。

(2) 日時

	入札件名	日時
1	鹿児島市水道局本庁舎ほか1施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前10時0分
2	鹿児島市水道局宇宿ポンプ所ほか6施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前10時15分
3	鹿児島市水道局田上ポンプ所ほか1施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前10時30分

4	鹿児島市水道局河頭浄水場ほか5施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前10時45分
5	鹿児島市水道局鬼平ポンプ所ほか2施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前11時00分
6	鹿児島市水道局滝之神浄水場ほか10施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前11時15分
7	鹿児島市水道局平川浄水場ほか8施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午前11時30分
8	鹿児島市水道局坂之上第二配水池ほか1施設で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後1時30分
9	鹿児島市水道局南部処理場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後1時45分
10	鹿児島市水道局谷山処理場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後2時00分
11	鹿児島市水道局1号用地処理場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後2時15分
12	鹿児島市水道局下水汚泥堆肥化場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後2時30分
13	鹿児島市水道局上町中継ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後2時45分
14	鹿児島市水道局大明ヶ丘中継ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後3時00分
15	鹿児島市水道局甲突雨水ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後3時15分
16	鹿児島市水道局真砂雨水ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後3時30分
17	鹿児島市水道局西塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後3時45分
18	鹿児島市水道局東塩屋第1雨水ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後4時00分
19	鹿児島市水道局和田雨水ポンプ場で使用する電気	令和8年1月29日（木）午後4時15分

(3) 場所

鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局入札室（鹿児島市水道局本庁舎2階）

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

1 2 最低制限価格

設定しない。

1 3 入札書の提出方法

提出場所に直接持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送により提出する場合は、配達を証明することができる郵便等とし、提出期限までに必着のこと。

1 4 郵送による入札書の提出場所

3に同じ。

1 5 入札回数

2回までとする。

1 6 郵送による入札書の提出期間

令和8年1月23日（金）午後5時15分まで（期限までに必着のこと）

1 7 入札書の記載方法等

(1) 入札書に記載する金額は、4(2)の1から19の各電気需給仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対応する年間総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。入札書は、4(1)の入札件名ごとに提出すること。

(2) 参考総価比較額には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス料金負担軽減支援は含めないものとする。

(3) 力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額を算定すること。

(4) 割引やその他必要な料金がある場合には、参考総価比較額に含めるものとする。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.8 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際して、参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を4(1)の入札件名ごとに作成し提出すること。
- (2) 積算内訳書は、仕様書1(1)に記載の需要場所ごとに作成すること。
- (3) 積算内訳書には、料金メニューに応じて次の単価及び料金等を記載すること。

ア 単価固定型

- (ア) 月毎の予定契約電力
 - (イ) 契約電力1キロワット当たりの単価（基本料金単価）
 - (ウ) 月毎の力率、力率修正率及び力率修正額
 - (エ) (イ)を根拠とし、(ア)及び(ウ)に基づき算出した料金（基本料金）
 - (オ) 月毎の予定使用電力量
 - (カ) 月毎の使用電力量1キロワットアワー当たりの単価（電力量料金単価）
 - (キ) (カ)を根拠とし、(オ)に基づき算出した料金（電力量料金）
 - (ク) 月毎の使用電力量1キロワットアワー当たりの燃料費調整制度等に基づく調整単価（燃料費等調整単価）
 - (ケ) (ク)を根拠とし、(オ)に基づき算出した料金（燃料費等調整額）
 - (コ) 蓄熱式負荷設備や電化機器等に対する月毎の割引単価（割引がある場合）
 - (ナ) (イ)、(カ)、(ク)、(コ)以外に必要な料金に対する月毎の単価（必要な料金がある場合）
 - (シ) (コ)及び(ナ)を適用する月毎の使用電力量等の数量
 - (ス) (コ)及び(ナ)を根拠とし、(シ)に基づき算出した料金（割引料金等）
 - (セ) 月毎の総料金
 - (リ) 参考総価比較額
 - (タ) その他参考総価比較額に含めた全ての料金及びその単価並びに単価を適用する数量

イ 単価変動（市場連動）型

- (ア) 月毎の予定契約電力
 - (イ) 契約電力1キロワット当たりの単価（基本料金単価）
 - (ウ) 月毎の力率、力率修正率及び力率修正額
 - (エ) (イ)を根拠とし、(ア)及び(ウ)に基づき算出した料金（基本料金）

- (オ) 月毎の予定使用電力量
 - (カ) 月毎の使用電力量 1 キロワットアワー当たりの単価（電力量料金単価）
 - (キ) (カ)を根拠とし、(オ)に基づき算出した料金（電力量料金）
 - (ク) 蓄熱式負荷設備や電化機器等に対する月毎の割引単価（割引がある場合）
 - (ケ) (イ)、(カ)、(ク)以外に必要な料金に対する月毎の単価（必要な料金がある場合）
 - (コ) (ク)及び(ケ)を適用する月毎の使用電力量等の数量
 - (サ) (ク)及び(ケ)を根拠とし、(コ)に基づき算出した料金（割引料金等）
 - (シ) 月毎の総料金
 - (ス) 参考総価比較額
 - (セ) その他参考総価比較額に含めた全ての料金及びその単価並びに単価を適用する数量
- (4) (3)ア(ア)、(ウ)及び(オ)並びにイ(ア)、(ウ)及び(オ)は、仕様書に記載のとおりとする。
- (5) (3)ア(イ)、(カ)及びイ(イ)は、月ごとに変更しても構わない。
- (6) (3)ア(ク)は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する算定諸元に準じる又は受注者が独自に定める算定諸元により設定するものとする。なお、請求の際は原則として、積算内訳書に記載した単価を超えない範囲で行うものとし、受注者の責によらない理由でこれを超える場合は、発注者と受注者とで協議のうえ定めるものとする。
- (7) (3)イ(カ)は、日本卸電力取引所エリアプライス、取引手数料、託送料金及び損失率等を考慮して設定するものとし、日ごと又は時間ごとに設定する場合は、設定の基礎となつた参考資料を別途提出すること。なお、請求の際は原則として、積算内訳書で設定した単価を根拠として実際の使用電力量に基づき算出した料金を超えない範囲で行うものとし、受注者の責によらない理由でこれを超える場合は、発注者と受注者とで協議のうえ定めるものとする。
- (8) 積算内訳書の記載にあたっては、月毎の総料金に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その他の金額は 1 銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第 5 位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

19 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、10 (2) に掲げる入札日時に直接入札書を持参するか又は郵送による提出のいずれかとする。ただし、郵送により提出する場合は、配達を証明することができる郵便等とし、提出期限までに必着のこと。

ア 提出場所

6 に同じ。

イ 郵送による入札書の提出期限

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時 15 分まで（期限までに必着のこと）

- (2) 郵送による提出の場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きし、外封筒の封皮には「令和8年1月29日開封（鹿児島市水道局○○○で使用する電気(10(2)に記載の入札件名をそれぞれ記入すること。))」と朱書きしなければならない。
- (3) 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に、4(1)の入札件名ごとに委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (5) 入札に際しては、(4)の封筒に18に規定する積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名をしなければならない。
- (6) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者、及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。
- (7) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を提出すること。
- (9) 入札者が、相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

20 入札の無効に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- コ 入札金額と入札説明書に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札

サ 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 令和8年度予算が令和8年3月31日までに市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

2 1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) クジによる落札の決定において、同価格入札をした者はくじを辞退することはできない。
- (4) 契約は、落札者が積算にあたって設定した料金メニューに基づいたものとする。契約単価は、18に規定する積算内訳書に記載されている、参考総価比較額の基礎となった品目ごとの単価（消費税及び地方消費税込みの金額）とし、この金額に1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- (5) 落札決定については、令和8年度予算の議決終了まで保留とし、議決終了後に落札者に対し落札承諾確認を行ったうえ、落札決定する。

2 2 落札者がいる場合の処置

開札をした場合において落札者がいるときは、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は入札者のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては、令和8年2月5日（木）に鹿児島市水道局入札室にて行う。なお、入札時間、郵送による再入札書の提出期間については別途通知する。

2 3 契約書の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）を提出しなければならない。

2 4 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を本局に通知するものとする。
- (2) 本局の検査後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを本局に請求するものとする。

- (3) 本局は、(2)の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払うものとする。
- (4) 請求書は、各仕様書に記載の需要場所（施設）ごとに作成するものとする。

2.5 異議の申立て

入札者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2.6 その他

入札者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。

（注1） グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本品質保証機構」が発電実績を認証し、グリーン電力証書発行事業者が発行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式による。

グリーン電力証書電力量 > 予定使用電力量 × (1 - 0.450 ÷ 令和6年度
調整後排出係数)

（注2） 環境報告書とは、令和6年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR報告書」をいう。なお、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすこと。